

訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2023年論文グレードアップ答練(EA/B23218)「租税法」第4回に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

・論文グレードアップ答練 租税法 第4回 解答解説 (EU23178)

論文グレードアップ答練 租税法 第4回解答解説 (EU23178)

P1/33 問題1

【誤】問1 4行/120字

A社が交付を受けた国庫補助金5,000万円は、令和4事業年度において益金の額に算入される(法人税法22条2項)。また、A社が取得した建物は、圧縮限度額の金額を損金経理により簿価から減額していることから、4,000万円を損金の額に算入する(同法42条1項)。

【正】問1 4行/116字

A社が交付を受けた国庫補助金5,000万円は、令和4事業年度において益金の額に算入される(法人税法22条2項)。また、A社が取得した建物は、帳簿価額から減額した損金経理額4,000万円のうち、圧縮限度額までの金額を損金の額に算入する(同法42条1項)。

※ 法人税法の圧縮記帳の場合、圧縮後の帳簿価額は、備忘価額1円以上を付すこと法人税法施行令93条で要請されていますので、圧縮限度額は39,999,999円となります。したがって、訂正前の解答で4,000万円と記すと誤りになります。施行令の内容を、理論でどこまで表現するかというところですが、「圧縮限度額までの金額を損金の額に算入する」という表現までが許容範囲とされます(もちろん、行数内でおさまるならば、具体的な金額39,999,999円を盛り込んで解答して頂いて構いません)。